

平成29年度第2回尼崎市文化財保護審議会会議録の要旨

1 日時

平成30年2月23日(金) 午後3時10分～4時

2 場所

尼崎市立文化財収蔵庫 講座室

3 出席者(敬称略)

尼崎市文化財保護審議会委員

出席委員	委員長	田中敏雄
	副委員長	馬田綾子
	委員	大場修
	委員	伊達仁美
	委員	川口宏海

尼崎市文化財保護専門家

長谷洋一

事務局職員

社会教育部長	牧直宏
歴博・文化財担当係長	楞野一裕
歴博・文化財担当主任	伏谷優子

4 第1回審議会会議録要旨の確認

第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨の内容を委員が確認、了承

5 議事等

議事1「平成29年度尼崎市指定文化財候補物件の調査について」

会議に先立って実施した関連資料調査の結果をふまえて、委員長の司会進行により、候補物件について審議。同調査に参加していただいた仏像彫刻史の研究者長谷洋一氏(関西大学教授)が文化財保護専門家として会議に加わり助言。

調査についての追加説明等の有無の確認と同時期の浄土真宗寺院の本尊の画像データに基づく比較、質疑応答

- ・比較資料の中で大谷派(東本願寺)の寺院の本尊があったが、袈裟を付ける服制で表されているのか。(委員)
- ・袈裟は付けていない。まだ、この時期は基本的に定型化していない。18世紀半ばごろから、大谷派の本尊は袈裟を付ける像が定型になった。(専門家)
- ・定型化以前ということでバラエティーがあるのか。(委員)
- ・東、西に関係なく、本願寺末寺の本尊にはまだまだバラエティーがある。(専門家)
- ・慶長7年というのは本尊の下付をたくさん本願寺へ申請してくるような時期なのか。(委員)
- ・本願寺の東西分立の頃にあたり、自らの派の勢力を伸ばす上で、末寺化していく動きがあると考えられる。(専門家)
- ・西教寺への木仏の下付も同じ動きの中に入ると捉えられるのか。(委員)
- ・本願寺からの木仏本尊の下付の早い例は天文期といわれるが、寺号とともに木仏を

与えて末寺としていくシステムが行われるようになったのは慶長期からと推定されている。(事務局)

本日の調査を含め昨年度から実施してきた資料調査と結果を事務局から次のとおり報告。

候補物件として審議を行っている「絹本著色顕如上人画像」については昨年度第2回審議会での調査において文化財保護専門家の助言も受けて資料自体の文化財的価値を確認したこと、補充調査のうち宝法物を含む軸類の約90点の確認調査では、古文書等の記録類や中世に遡る資料が確認できず、近世の宝法物類も継続して揃っていないなど、新たに指定候補資料として検討するような資料は発見できなかったこと、予備調査で慶長7年下付の木仏に該当する可能性がわかった旧本尊については、本日の調査で慶長7年下付の木仏と推定されることを確認できたことを報告。調査の結果、候補物件と下付の年代が近くその時期が本願寺東西分立期にあたることが注目される仏像(旧本尊)について、今年度の市指定文化財の審議の上での取り扱いについて検討。事務局の事例説明、専門家の助言。

事務局からこれまでの尼崎市指定文化財の指定状況をふまえた仏像の指定事例について説明。

「絹本著色顕如上人画像」と「木造阿弥陀如来立像」をそれぞれ市指定文化財候補とする場合には仏像は彫刻での指定となるが、これまで本市では平安時代の仏像と室町時代の肖像彫刻しか指定がないこと、歴史資料として指定した一括資料の中に江戸時代の仏像2点が含まれている事例があること、江戸時代の仏像についての調査・研究実績が少ないことや定型化した浄土真宗寺院の本尊仏は彫刻史上の評価があまりなされていない現状から、彫刻としての指定は課題が多いことを説明。また、歴史資料として指定を検討する場合の参考資料として、『木仏之留』に記載された木仏の下付数に関する資料、千葉乗隆氏作成本願寺の末寺数に関する資料、尼崎市域の真宗寺院の開基年代に関する資料に『木仏之留』の記録を照合した資料を提示し、尼崎市域の本願寺派寺院の動向として歴史的な位置づけが十分にできる資料がないことを説明。

江戸時代の仏像、同時期の真宗寺院の本尊の指定例について文化財保護専門家の助言。

江戸時代の真宗寺院の本尊で指定された例は聞かず、仏像は鎌倉時代のものが基本的に指定されていること、慶長期の真宗本尊にはもっと古い制作時期の仏像を転用したものもあるが指定はされていないこと、江戸時代の仏像については地域史の中で見直していく動きとして、「つけたり」として指定を受けたりするケースはあるものの、単独の場合は鎌倉ぐらい、室町でもなかなか対象に上ってこない状況にあることを説明。

仏像について歴史資料としての取り扱いを含めて、取り扱いについて各委員から意見、質疑応答。

- ・木仏の下付は「顕如上人画像」の下付と関係はありそうだが、歴史的な価値を位置づけるところまでは難しい。(委員)
- ・歴史資料としても位置づけが難しいという現状からは、追加調査の成果は指定の対

- 象とするよりも、「顕如上人画像」の説明の中に生かせないか。(委員)
- ・ 本日の調査は大変興味深い結果だったと思うが、指定の取り扱いということでは判断が難しい。調査を通してわかってきたことを市民講座などに活用してほしいと思う。(委員)
 - ・ 『木仏之留』の記載「 寺常俊」が「西教寺常俊」と明記されていたら、資料評価の決め手の一つにもなったと思うが、仏像そのものを指定対象にするのは難しい。(委員)
 - ・ 彫刻など分野によって指定の考え方が異なるので、少し整理してほしい。(委員)
 - ・ 美術の分野では、時代を代表する様式を示していることなどが、重要な指定のポイントになっている。(委員)
 - ・ 歴史資料の場合は、資料の性格づけが確定していないと、評価を前面に押し出すのは難しい。関連資料の量も、直接は言えない事象を確定していく上では重要である。画像1点、仏像1点は少ない。(委員)
 - ・ 歴史資料としての一括は逆に難しいと感じるが、江戸時代の仏像を指定することはセンセーショナルなことなのか。(委員)
 - ・ 事例はほとんどない。(専門家)
 - ・ 尼崎市で指定するとどのような反響が考えられるのか。(委員)
 - ・ 江戸時代の仏像、真宗寺院の本尊は多数現存しており、所蔵寺院から本尊仏の指定について問い合わせや希望、意見が出てくる可能性はある。調査研究が及んでいない状況では慎重にならざるを得ない。今回の調査成果などはストックとして持っておく方が良い。(専門家)
 - ・ 仏像の場合は未指定だからといって壊されたりはしないと思うが、建築の場合には指定をかけないとなくなってしまう危険性があり、保存そのものが危うい。(委員)
 - ・ 仏像の場合は修理をしたいので補助金を得るために指定を希望するケースもある。(専門家)
 - ・ 尼崎市指定の彫刻で最も年代が新しいものは何か。(委員)
 - ・ 室町時代の木造達磨大師坐像であるが、中世に遡る達磨像の作例そのものが希少であり、文化財的価値を評価されたものである。(委員)
 - ・ 阿弥陀如来像は非常に数多く制作されている。(委員)
- 今回の調査成果と今年度指定文化財候補物件の答申について検討。委員の意見、質疑応答
- ・ 今後の真宗寺院の資料調査の可能性についてはどうか。(委員)
 - ・ 今回の調査をきっかけに調査を進めていきたいが、50か寺を越える真宗寺院の調査は、計画をしっかり立てないと実施できない調査である。(事務局)
 - ・ 今後調査の済んだ段階では、また、今回の調査成果や仏像の再評価が可能になると思う。(委員)
 - ・ 次の世代に引き継ぐような調査となるかもしれないが、今後も努力していきたい。(事務局)
 - ・ 答申の概要の中で少し本尊についてふれ、今後の可能性を表現することはできないか。(委員)

- ・ 答申の中で文言にしてしまうことは慎重に考えた方がよいのではないか。むしろ講座などで話してはどうか。他の市の例では所蔵寺院を会場に講座を開き、地域の人に文化財について話を聞いていただく良い機会になったと聞いている。西教寺で講座を開いて顕如上人画像や旧本尊について、専門家の先生の協力も得て実物を見ながら説明するようなことも考えてはどうか。(委員)
- ・ 仏像の下付が「顕如上人画像」の歴史的背景を補強する意味があることは、そこまでは記載することはできると思う。(委員)
委員長から、「絹本著色顕如上人画像」のみを今年度尼崎市指定文化財の指定対象として、次回の審議会で答申文の審議と答申を行うことを各委員に諮り、全員が了承。
委員長から、事務局に本日の審議をふまえた答申文案の準備をするよう指示。

議事2「その他」

事務局から次回審議会の日程について委員に説明

以上